

使 用 前 檢 查 変 更 申 請 書

廃炉発官R2第12号
令和2年4月14日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明

令和元年8月19日廃炉発官R1第78号をもって申請した
中低濃度タンクに係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び
特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、
次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町																		
申請に係る発電用原子炉施設の概要	<p>福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 中低濃度タンク 多核種処理水貯槽※¹ (G 1 エリア)</p> <table> <tbody> <tr><td>G 1</td><td>A 1 ~ A 1 5</td><td>1 5 基</td></tr> <tr><td></td><td>B 1 ~ B 1 4</td><td>1 4 基</td></tr> <tr><td></td><td>C 1 ~ C 1 3</td><td>1 3 基</td></tr> <tr><td></td><td>D 1 ~ D 1 2</td><td>1 2 基</td></tr> <tr><td></td><td>E 1 ~ E 1 2</td><td>1 2 基</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td>6 6 基</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1 実施計画 II. 2. 5. 2. 1 主要仕様参照</p> <p>放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 多核種除去設備 主要配管※² 多核種除去設備出口から 処理済水貯留用タンク・槽類まで (ポリエチレン管) の一部</p> <p>※ 2 実施計画 II. 2. 16. 1. 2. 1 主要仕様参照</p> <p>増設多核種除去設備 主要配管※³ サンプルタンク出口から 多核種処理水貯槽、R O 濃縮水貯槽または S r 処理水貯槽まで (ポリエチレン管) の一部</p> <p>※ 3 実施計画 II. 2. 16. 2. 2. 2 機器仕様参照</p>	G 1	A 1 ~ A 1 5	1 5 基		B 1 ~ B 1 4	1 4 基		C 1 ~ C 1 3	1 3 基		D 1 ~ D 1 2	1 2 基		E 1 ~ E 1 2	1 2 基		合計	6 6 基
G 1	A 1 ~ A 1 5	1 5 基																	
	B 1 ~ B 1 4	1 4 基																	
	C 1 ~ C 1 3	1 3 基																	
	D 1 ~ D 1 2	1 2 基																	
	E 1 ~ E 1 2	1 2 基																	
	合計	6 6 基																	
実施計画の認可年月日	平成 25 年 8 月 14 日 実施計画の変更認可年月日 ※ 1 令和元年 8 月 2 日 ※ 2 令和元年 8 月 2 日 ※ 3 令和元年 8 月 2 日																		
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をする ことができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時																		
検査を受けようとする期日	自 令和 元年 9 月 19 日 至 令和 3 年 3 月 31 日																		
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 <u>原子力規制庁</u>																		
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和 3 年 4 月 30 日																		

注) 下線は、変更箇所を示す。

変更事由

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、検査を受けようとする場所に原子力規制庁を追加する。

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和元年												令和2年												令和3年											
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5								
中低濃度 タング 設置工事	多核種処理水貯槽 G1エリア 6基																																				

—：工事期間 ▼：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可
 ▶：使用前検査 △：工事完了

以上

添付資料－2

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

屋外 (G 1) : 管理対象区域

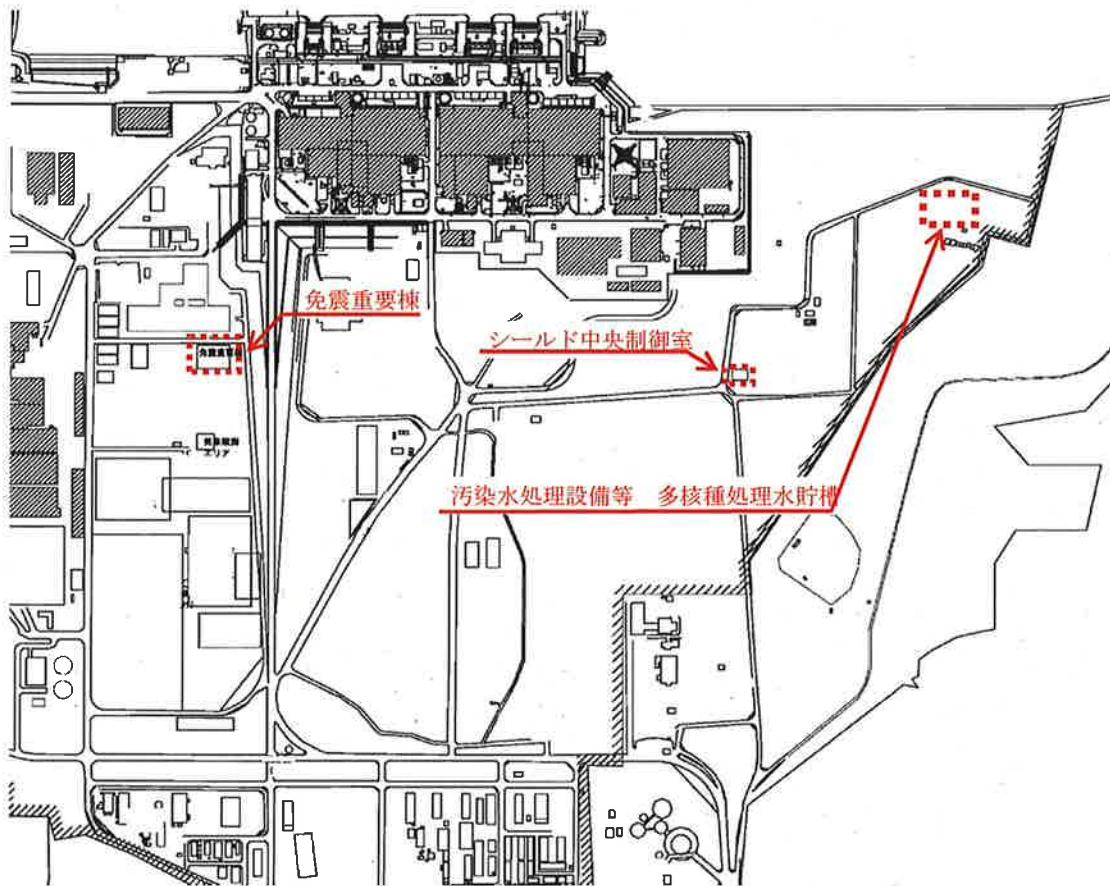
シールド中央制御室 : 管理対象区域

免震重要棟 : 管理対象区域

別添 : 検査場所図

以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

□ : 検査場所

